

# **净化槽推進室**



# 1. 浄化槽法の一部を改正する法律について

浄化槽法の一部を改正する法律(令和元年法律第40号。以下「改正法」という。)が、令和元年6月12日に可決・成立し、同年6月19日に公布されたところである。改正法の施行日は、公布日に施行される浄化槽処理促進区域の指定にあたっての準備行為に係る規定を除き、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」こととされており、令和2年度からの施行を予定している。

## (1) 改正の趣旨

浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）により、新築家屋においては合併処理浄化槽を設置することが義務づけられたが、生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽が約400万基残存しており、また、これらの老朽化による破損・漏水が懸念されていることから、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することが喫緊の課題となっている。

また、浄化槽は適正な維持管理がなされて初めて本来の処理性能を発揮するものであるが、定期検査の実施率が低い状況にあるため、浄化槽台帳の整備を通じた定期検査の受検率向上と適正な維持管理の指導強化が課題となっている。

今般の改正は、このような状況を踏まえ、単独処理浄化槽の転換と浄化槽の管理の向上について法的措置を講ずるものである。

## (2) 改正の内容

### ① 単独処理浄化槽の転換に関する事項

#### (ア) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽（以下、「特定既存単独処理浄化槽」という。）の浄化槽管理者に対し、都道府県知事は、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう指導及び助言をすることができることとした。また、都道府県知事は、当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認める場合においては、除却その他必要な措置をとることを勧告することができることとともに、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとした。さらに、当該命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処することとした。

今後、都道府県知事が浄化槽管理者に対して単独処理浄化槽の転換を指導・助言し、浄化槽の転換工事を円滑に進めるためには、市町村に、環境

省の宅内配管工事に対する補助制度を活用して頂くことが重要である。一部の都道府県においては単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関する市町村に対する財政支援にすでに取組まれているところもあるが、これらの都道府県の取組とも連携して管内の市町村に宅内配管工事に対する補助制度を活用頂くようお願いしたい。

#### (イ) 浄化槽処理促進区域の指定

市町村は、市町村の区域（下水道法に規定する処理区域及び予定処理区域を除く。）のうち自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水（以下「汚水」という。）の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができることとした。

なお、法施行後に新たに市町村設置型浄化槽を整備する場合は公共浄化槽となる。公共浄化槽を整備する場合は、浄化槽処理促進区域を指定したうえで公共浄化槽の設置計画を定めることとなるため、あらかじめ浄化槽処理促進区域について区域指定の準備を進めて頂くよう周知願いたい。

#### (ウ) 公共浄化槽制度の創設

浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理するもの及び市町村が管理する浄化槽を公共浄化槽と定義した。設置計画を作成しようとするときは、あらかじめ、浄化槽を設置することについて、土地の所有者及び建築物の所有者の同意を得なければならないこととし、排水設備の設置やくみ取り便所の水洗化に関する義務付け等を行うこととした。

### ② 浄化槽の管理に関する事項

#### (ア) 浄化槽台帳整備

浄化槽設置後等の水質検査及び定期検査の受検率を向上させ、適正な維持管理を徹底するため、都道府県知事は、浄化槽台帳を作成することとした。都道府県においては、浄化槽台帳の整備を行うとともに、浄化槽台帳を活用し、定期検査の受検の指導を行っていただきたい。

なお、浄化槽台帳の整備にあたっては、指定検査機関のみならず関係市町村、保守点検業者や清掃業者からも情報を収集できるよう体制の整備を進めて頂きたい。

#### (イ) 使用の休止の届出の創設

浄化槽管理者は、浄化槽の清掃をしたときは、浄化槽の使用の休止について都道府県知事に届け出がれることとし、休止期間中の保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除することとした。

#### (ウ) 協議会

都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置

等、浄化槽台帳の作成その他の浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。

地域の実情にあった課題の設定、体制の設定を行うべく、浄化槽関係団体と協議いただくようにお願いしたい。

#### (エ) 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検を業とする者の登録に関し、条例で定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加することとした。このため、浄化槽管理士の登録に関する条例において、登録の要件に研修の機会の確保に関する事項を追加頂きたい。すでに都道府県において研修の機会を浄化槽協会等において確保されている場合はその活用をすることを差し支えない。

研修の機会を得られる体制が確保されていない都道府県において、新たな研修体制の整備を支援するため、浄化槽管理士の国家資格の指定機関である日本環境整備教育センターと全国浄化槽団体連合会に対して、研修体制や研修教材が確保されるように、協力して各都道府県の浄化槽協会等に支援するように要請していく。

#### (オ) 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、水質に関する検査に関する事務その他浄化槽の管理に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこととした。

これまでも受検率の向上のために採水員制度の活用や事例集の周知等の各種施策を講じるとともに、今般の改正浄化槽法により浄化槽台帳や協議会を活用することで未受検者への指導がより進めやすくなるところであるが、改正法の施行にあたって、一部の都道府県を対象に今後の取組の意見交換をお願いしたい。

# 浄化槽法の一部改正について

## 背景

- 清らかになせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために合併処理浄化槽が必要。
- 生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は全国で多く残存し、老朽化による破損・漏水も懸念され、早急な転換が必要。
- 定期検査の受検率は40%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査受検と管理の指導強化が必要。

## 単独処理浄化槽の転換

- そのまま放置すると支障が生ずるおそれのある単独浄化槽の除却等の指導助言権限を行政に付与（併せて宅内配管も含めた合併浄化槽転換に支援）

### 単独転換浄化槽設置工事



▶ 単独浄化槽撤去　合併浄化槽設置　配管工事  
▶ 単独転換には宅内配管も含めた工事が必要

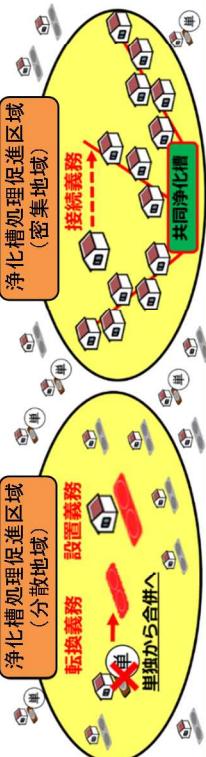


▶ 老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。（約6,000件）  
▶ 生活排水の垂れ流しのみならず公衆衛生に支障を生じる可能性性



▶ 単独処理浄化槽の汚濁負荷は合併処理浄化槽の約8倍。生活雑排水は垂れ流し

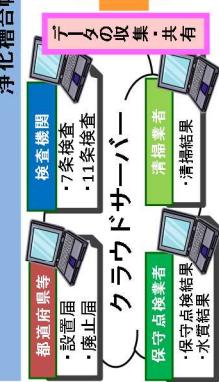
- 自然的経済的社会的観点から、市町村の浄化槽処理促進区域の指定
- 区域内に市町村が設置する公共浄化槽制度の創設（単独浄化槽等を使用する住民が同意した場合には、公共浄化槽の使用・接続を義務化）



## 浄化槽の管理の向上

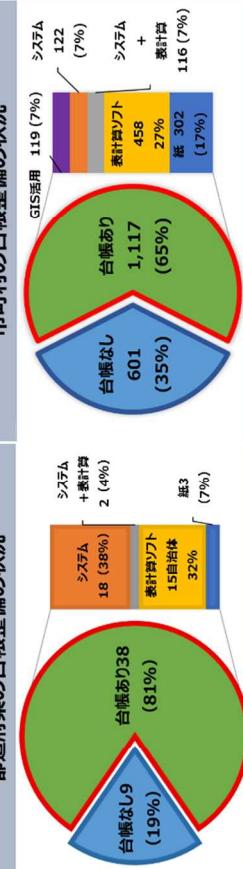
- 関係者の情報提供を通じた行政による浄化槽台帳整備の義務化及び停止手続き（休止前に清掃することで休止中の維持管理免除）の明確化

### 浄化槽台帳システムのイメージ



- ▶ 維持管理状況等の的確な把握によりきめ細かい管理・指導が可能
- ▶ 清掃の適度の向上が関係者の連携による精度の向上が必要

## 市町村の台帳整備の状況



- ▶ 約35%が台帳未整備
- ▶ GIS活用も含めたシステムによる台帳管理は約20%

- 行政や浄化槽関係者等を構成員とした協議会の設置（浄化槽管理者に対する支援や浄化槽台帳の作成、公共浄化槽の設置等に關して必要な協議を実施）

- 保守点検業の登録時に浄化槽の機会の確保を要件化



- 環境大臣の責務規定として、都道府県知事に對して定期検査に関する事務の助言や支援に努めることを明記（定期検査の受検率が低い都道府県を念頭）

施行日：公布日から1年以内で政令で定める日

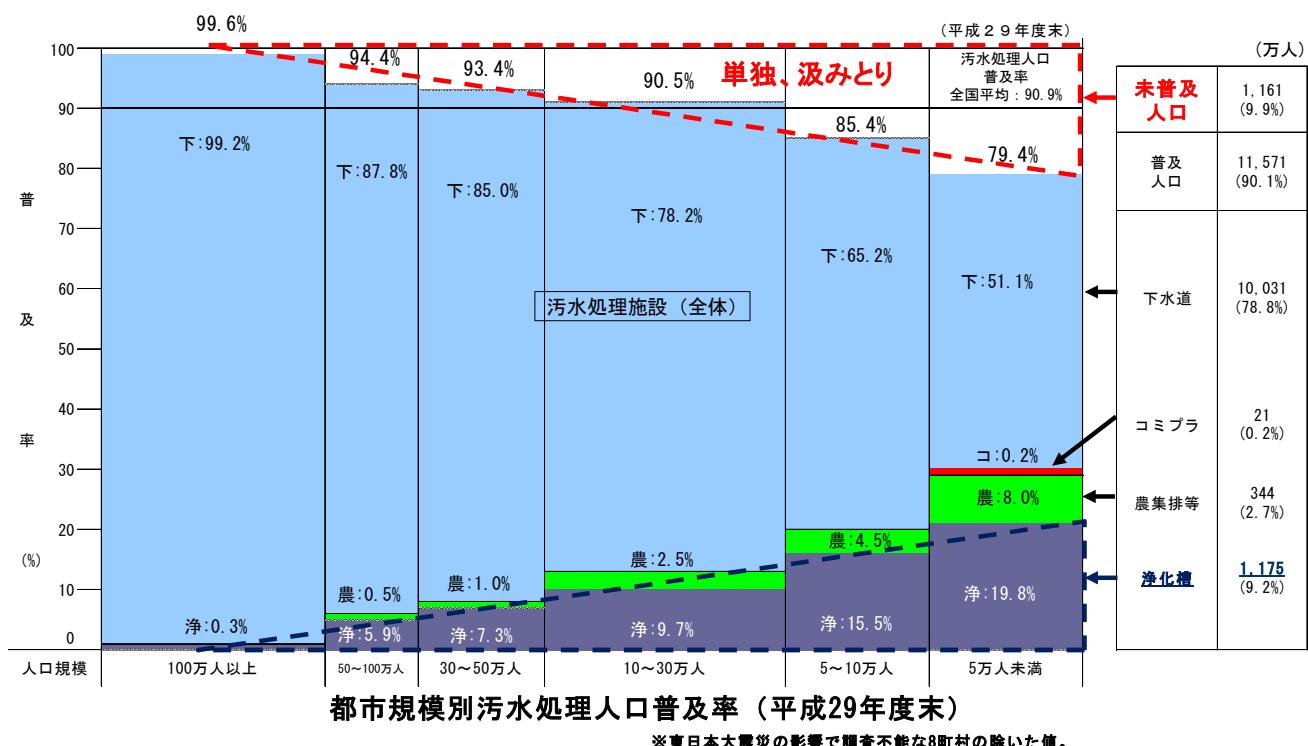
## 2. 淨化槽の設置整備・維持管理の現状

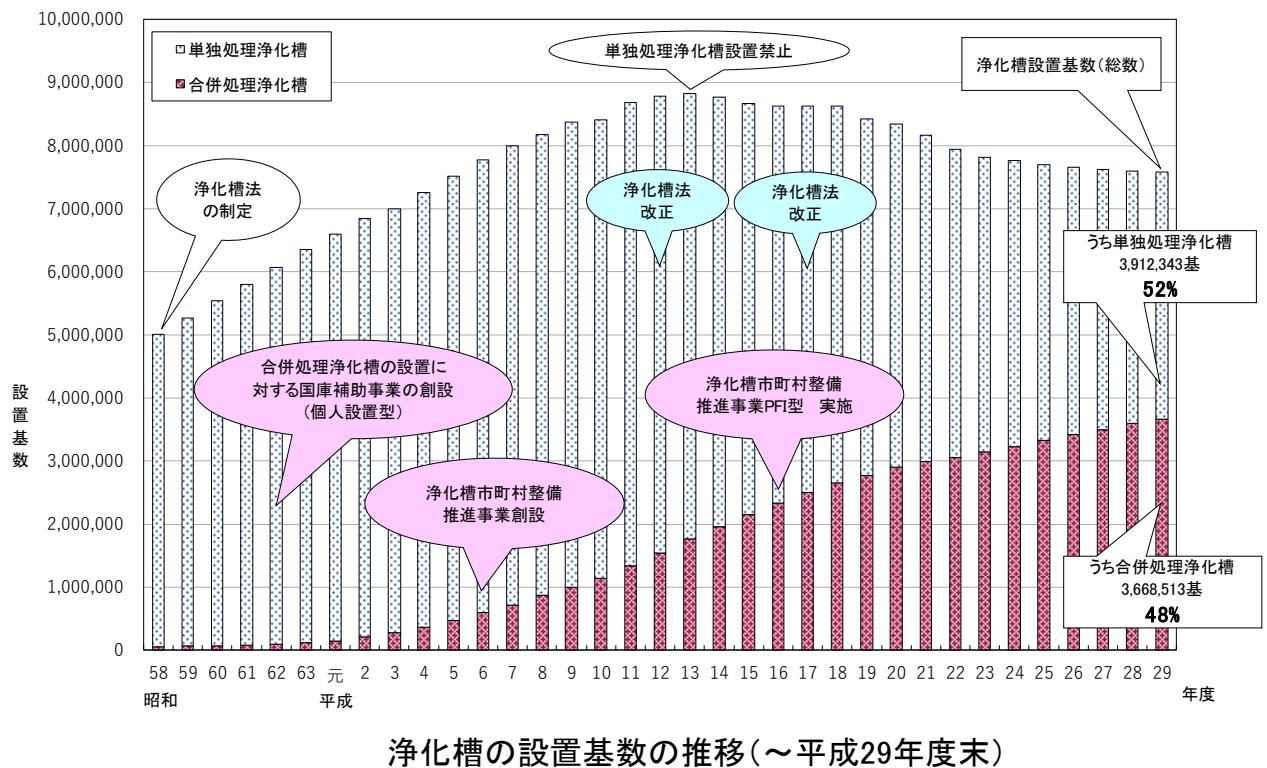
### (1) 淨化槽の設置整備の現状

汚水処理人口普及率は、平成29年3月末現在で90.9%であるが、人口100万人以上の大都市では99.6%であるのに対して、人口5万人未満の中小市町村では79.4%にとどまっており、地域格差が顕著となっている。

浄化槽は、一般に、中小市町村に多い人口散在地域において、少ない費用で短期間に設置できる特長を有する、効率的な汚水処理のシステムである。また、汚水処理施設の未整備地域には、人口減少等により、現在は人口密度の高い地域であっても、将来は人口密度が低い状況になり得る地域も多く存在する。このため、個別分散型施設であることから比較的容易に地域の計画を適正規模に変更できる浄化槽は、今後の汚水処理システムの普及の観点から、その役割はますます大きくなっていくものと考えられる。

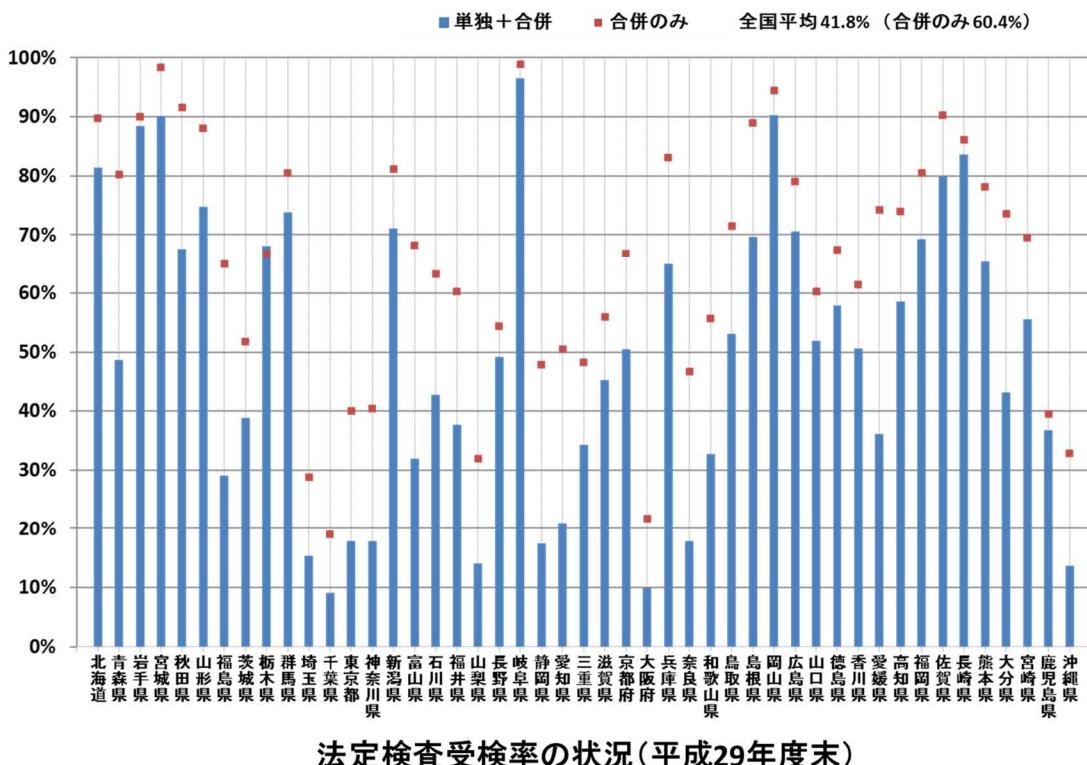
また、浄化槽は、低コストかつ短期間で設置できる個別分散型施設としての特性を生かした防災対策・災害対応等の役割にも期待されている。



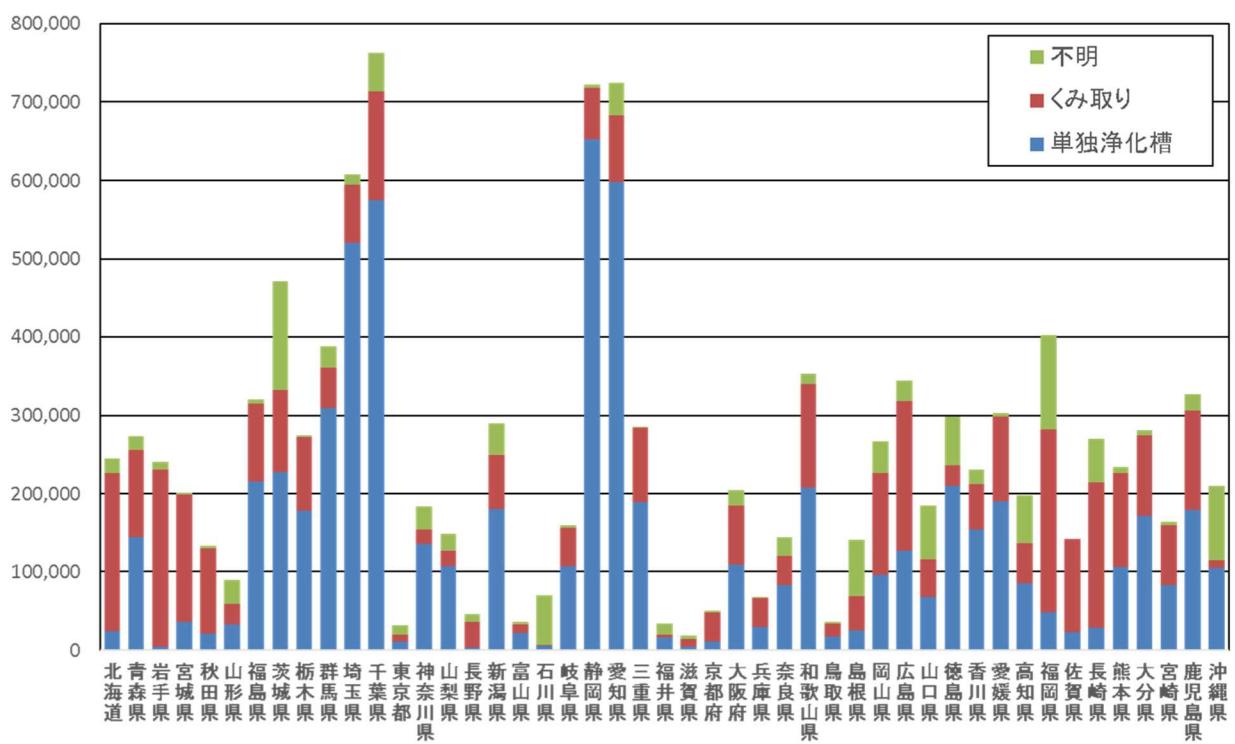


## (2) 净化槽の維持管理の現状

平成 17 年度の浄化槽法改正等による浄化槽を取り巻く環境の変化により、浄化槽は生活環境の保全及び公衆衛生の向上への寄与という点で、下水道と同等の生活排水処理施設と認知されるようになった。しかしながら、平成 12 年より原則新設禁止となった単独処理浄化槽が未だに浄化槽の全設置基数のうち約 52%（平成 29 年度末時点）を占め、浄化槽法第 11 条の定期検査の受検率が全国平均で約 41.8%（平成 29 年度末時点、合併処理浄化槽に限れば約 60.4%）という現状である。このため、浄化槽の整備促進や適正管理の確保の観点から、単独処理浄化槽の転換促進を中心とする浄化槽の更なる整備促進の方策や、浄化槽台帳を活用した法定検査の受検率向上を中心とする維持管理体制の強化に向けた普及啓発・促進方策について検討する必要がある。



法定検査受検率の状況(平成29年度末)



汚水処理未普及人口の内訳(H29年度末)

### 3. 令和元年度整備関連予算について

#### (1) 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に規定する廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）において、浄化槽の施設整備の目標として、1) 浄化槽整備区域における浄化槽の普及、2) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換の推進、3) 省エネ型浄化槽整備の推進が位置づけられた。

また、同施設整備計画にも示すとおり、政府の目標である浄化槽を含めた汚水処理施設の概成を10年程度で達成していくためには、汚水処理未普及解消の課題となっている単独処理浄化槽や汲み取り便槽から浄化槽への転換を強力に進めていく必要がある。

このような背景から、令和元年度の浄化槽整備関連予算では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（以下、「単独転換」という。）に関する宅内配管工事費の助成制度や浄化槽市町村整備推進事業に関する共同浄化槽への助成制度が新たに認められた。一方、循環型社会形成推進交付金等の財源には限りがあることから、これらの予算を最大限に活用して汚水処理施設の未普及解消を加速するため、令和元年度の予算の執行にあたっては、下記

（2）以降で説明する方向性等の方針に沿って行うこととされており、本方針は「浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の実施について」

（平成31年3月29日付け環循適発第19032912号）により各都道府県知事宛に発出されたものである。

環境省の循環型社会形成推進交付金は、対前年度増額となる約106億円（令和元年度当初予算96億円、平成30年度補正予算10億円）が計上されるとともに、内閣府の地方創生推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）に約1,000億円の内数が計上された。

また、二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）についても、対前年度増額となる20億円が予算計上された。この事業は、民間企業のみならず地方公共団体が所有する浄化槽も対象になるものであり、庁舎、学校、宿舎等の老朽化した浄化槽の交換に活用することが考えられるので庁内の関係部署や管内の市町村にも積極的に周知いただきたい。

#### (2) 基本的な方向性

浄化槽市町村整備推進事業を重視し、特にコスト縮減や経営改善に資する「①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を行うものに対し予算を重点配分していく。

汚水処理未普及人口解消の観点から、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の合併処理浄化槽への転換に予算を重点化していく。

### (3) 予算措置の方針

宅内配管工事費の追加助成を行うことで、単独転換に係る要望額の増加が見込まれることから、予算配分の考え方を変更する。過年度、不用額を生じている市町村に対しては、原則的に不用額に応じて予算配賦額を査定する。

全体の要望額が予算額を超える場合、「第一に浄化槽市町村整備推進事業を優先」、「第二に浄化槽設置整備事業に係る単独転換やくみ取り便槽からの転換を優先」しつつ、残りの予算額について、浄化槽設置整備事業の新築家屋の浄化槽設置に関する助成に関して、自治体の「人口、財政力指数、汚水処理普及率」を勘案して配分をする。

#### 【補足】不用額の取扱いについて

上記のとおり、過年度、不用額を生じている市町村に対しては、不用額に応じた予算配布額の査定を行うことをご留意いただきたい。具体的には、予算額を超える金額の要望があった場合には原則的に査定を行うほか、不用額の大きい市町村に対して査定することを想定している。

また、大きな不用額を生じている市町村に対しては、都道府県を通じて個別に要因等を確認する。

については、不用額の削減のため、年度途中に行う要望額調査において過大な要望となっていないかの精査、負（マイナス）の金額の要望を行うほか、年度末において年度間調整、事業間調整、繰越しの手続きを行っていただきたい。

### (4) 助成制度の見直し等

#### ① 個人設置整備事業・市町村整備推進事業に係る助成内容の要件の見直し等

以下について交付金の要件見直し、事業の適正化を行い、地域の実情に合った支援制度となるよう実施要綱等の改正を行った。

##### ・単独転換に伴う宅内配管工事費の助成【個人設置・市町村設置】

単独転換への重点化を実施するにあたり、単独転換については、転換後の浄化槽法に定める法定検査（7条、11条）の検査依頼書の添付を要件化した上で、単独転換に係る掛かり増しの宅内配管工事について上限を決めて助成対象とした。

##### ・新築家屋の浄化槽設置及び浄化槽交換の取扱い【個人設置】

浄化槽設置整備事業について、新築家屋の浄化槽設置及び合併処理浄化槽の更新については、既存の汚水処理未普及解消につながるものや災害復旧対応に資するものに重点化を行った。

※他の市町村や同一市町村内の下水道区域からの転居により家屋を新築する場合、子供が分家独立した際の新築の場合の浄化槽設置については助成対象。

※助成対象外となるのは、合併処理浄化槽の設置された家屋を建て替え・増築する場合の浄化槽設置や、既設合併処理浄化槽の更新・改築（災害に伴うものは除く）。

・共同浄化槽の設置及び流入管整備への助成【市町村設置】

浄化槽による汚水処理が経済的・効率的な地域において、浄化槽を全戸に個別に設置するよりもその一部又は全部を共同浄化槽として設置する方が汚水処理を効率的・経済的に進めることができる場合、市町村が確保した土地において行う共同浄化槽（100人以内）の整備（流入管を含む）を助成対象とした。

また、共同浄化槽に接続するための流入管整備への助成については、共同浄化槽を整備した場合と各戸で浄化槽を整備した場合の費用差額相当の金額を想定した上限額を定めた。さらに、共同浄化槽の設置を対象とすることを踏まえ浄化槽市町村整備推進事業の複数基数要件を撤廃した。

・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件の見直し【個人設置・市町村設置】

性能要件について、より省エネ性能の高い浄化槽が対象となるように見直した。

設置要件について、単独転換等や国土強靭化に伴う防災拠点の浄化槽整備をさらに進めるため、従来の基数要件から事業計画額全体の中の単独転換等の割合等とするように見直した。

・浄化槽市町村整備推進事業の適正化【市町村設置】

浄化槽市町村整備推進事業は、コスト縮減や経営改善に資する「①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を検討することを補助要件とした。加えて、以下の検討状況を把握したうえで、今後の予算配分に反映していくこととした。

①公営企業会計の適用について、既に下水道事業と一体的に公営企業会計の検討に着手している地方公共団体のうち、人口3万人以上の団体は2020年度までに適用するとともに、人口3万人未満の団体はできる限り適用すること。

②公営企業会計の検討未着手の地方公共団体は2019年度に適用の検討に着手すること。

③PFI等の民間活用や大型浄化槽による共同化については、対象整備範囲の状況や市町村内の浄化槽整備に関する実施体制状況を踏まえ、具体的な検討を行うこと。

#### 【参考】 施設整備に関する計画支援事業

共同浄化槽（もしくは戸別に設置する浄化槽）のPFI事業での設置を検討する場合には、施設整備に関する計画支援事業を活用可能。

なお、同事業について、浄化槽事業においては、PFI事業（PFI導入可能性調査、PFI事業者選定アドバイザリー）に活用可能。

※PFI事業で設置しない場合にも、市町村設置型整備事業の助成対象となる。

※検討の結果、PFI事業で設置しないこととなった場合にも、施設整備に関する計画支援事業の助成対象となる（国庫返還の必要はない）。

※申請については、循環型社会形成推進交付金の申請書にて行っていたこととなる。

### ② 二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）の補助

#### 対象範囲拡大

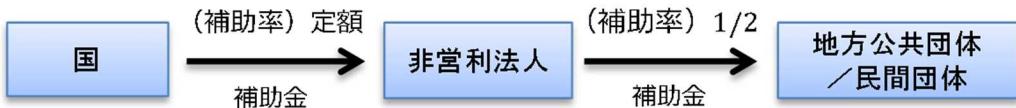
温室効果ガスの排出削減に大きく寄与するとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図ることを目的として、51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる省CO<sub>2</sub>型の高度化設備（高効率プロワ、インバータ制御装置等）の導入・改修事業に対して平成29年度より補助を行っている。

また、平成30年度より旧構造基準に基づき設置された101人槽以上の大合併処理浄化槽（プロワを使用するものに限る）における、構造の刷新やコンパクト化によって高い省エネルギー効果が見込まれるような浄化槽本体の交換事業についても補助の対象としてきたところであるが、令和元年度から補助メニューを拡大し、新構造基準の浄化槽についても新たに対象とした上で、「60人槽以上」の大合併処理浄化槽と人槽要件を拡大したところ。

本事業は、従来同様に地方公共団体が所有する浄化槽についても対象となる。

- ・事業実施期間：平成29年度～平成33年度
- ・助成率：1/2
- ・補助対象：地方公共団体、民間団体

## 事業スキーム



## 浄化槽（中・大型浄化槽）省エネルギーシステム導入支援

浄化槽設備では  
浄化槽本体の入替え



大型浄化槽の機械設備の例



○高効率プロワ等

○インバータ装置、タイマー等の  
省エネ運転設備  
など

## エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制

### （3）宅内配管助成にかかる実施状況等調査の結果について

#### ① 宅内配管助成にかかる実施状況調査

令和元年度5月時点における単独転換に伴う宅内配管工事への助成の実施状況等について、各自治体に対して調査を行った。その結果、有効回答があった1,446市町村のうち、国費を利用した宅内配管助成を行っている自治体は225市町村（15.6%）にとどまっている。また、実施をしていない1,221市町村（84.4%）のうち、今後実施予定がある市町村についても130自治体（9.0%）にとどまっている。

改正浄化槽法は単独転換を早急に推し進めるものとなっており、各都道府県においては、今後さらなる単独転換を促進するためにも本制度を積極的に活用頂けるよう、管内市町村への周知等、御協力をよろしくお願ひする。

◎宅内配管助成についての調査

宅内配管工事に対する助成を実施しているか（有効回答1446市町村）

している	していない
225	1221

していないのうち

今年度中に開始予定	来年度以降に実施予定	現在検討中（未定含む）	実施する予定はない	無回答
27	103	547	543	1

開始時期

今年度に開始

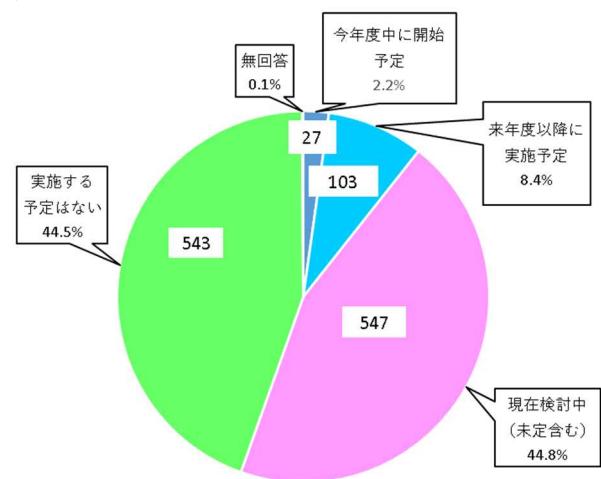
5月	2
6月	3
7月	8
8月	2
9月	3
10月	5
未定	4

来年度以降に開始

令和2年度	92
令和3年度	9
未定	2

宅内配管工事を実施していない

市町村の今後の予定



令和元年度国庫助成を利用した宅内配管助成の実施状況（都道府県別）

コード	都道府県名	回答数	実施していない場合の理由							指導普及調査より 単独処理浄化槽残 存基數 (下水道区域含 む)
			実施して いる	実施して いない	実施率	今年度中 に開始予 定	来年度ま たはそれ 以降に開 始予定	検討中 (未定含 む)	実施する 予定はな い	
01	北海道	130	18	112	13.8%	2	4	28	78	18.5%
02	青森県	27	1	26	3.7%	0	4	14	8	18.5%
03	岩手県	32	0	32	0.0%	1	1	11	19	6.3%
04	宮城県	29	3	26	10.3%	2	0	13	11	17.2%
05	秋田県	24	0	24	0.0%	1	0	12	11	4.2%
06	山形県	35	9	26	25.7%	0	6	10	10	42.9%
07	福島県	59	10	49	16.9%	1	5	25	18	27.1%
08	茨城県	37	7	30	18.9%	4	7	15	4	48.6%
09	栃木県	25	2	23	8.0%	0	2	16	5	16.0%
10	群馬県	28	0	28	0.0%	0	4	16	8	14.3%
11	埼玉県	51	36	15	70.6%	0	6	7	2	82.4%
12	千葉県	49	31	18	63.3%	1	3	9	5	71.4%
13	東京都	11	3	8	27.3%	0	1	3	4	36.4%
14	神奈川県	25	2	23	8.0%	0	5	16	2	28.0%
15	新潟県	30	4	26	13.3%	0	2	8	16	20.0%
16	富山県	15	1	14	6.7%	1	0	5	8	13.3%
17	石川県	19	4	15	21.1%	0	1	5	9	26.3%
18	福井県	12	3	9	25.0%	0	0	3	6	25.0%
19	山梨県	22	2	20	9.1%	0	3	11	6	22.7%
20	長野県	77	0	77	0.0%	0	1	29	47	1.3%
21	岐阜県	41	5	36	12.2%	1	3	12	20	22.0%
22	静岡県	35	2	33	5.7%	1	4	21	7	20.0%
23	愛知県	54	7	47	13.0%	1	5	14	27	24.1%
24	三重県	25	15	10	60.0%	0	0	5	5	60.0%
25	滋賀県	19	0	19	0.0%	0	1	1	17	5.3%
26	京都府	15	0	15	0.0%	1	2	3	9	20.0%
27	大阪府	14	0	14	0.0%	1	0	8	5	7.1%
28	兵庫県	29	0	29	0.0%	1	0	11	17	3.4%
29	奈良県	24	6	18	25.0%	0	3	10	5	37.5%
30	和歌山県	30	10	20	33.3%	0	2	11	7	40.0%
31	鳥取県	18	0	18	0.0%	0	0	10	8	0.0%
32	島根県	13	0	13	0.0%	0	0	5	8	0.0%
33	岡山県	27	5	22	18.5%	1	2	11	8	29.6%
34	広島県	22	0	22	0.0%	1	0	11	10	4.5%
35	山口県	18	0	18	0.0%	1	0	10	7	5.6%
36	徳島県	24	4	20	16.7%	2	5	12	1	45.8%
37	香川県	17	9	8	52.9%	0	0	6	2	52.9%
38	愛媛県	18	2	16	11.1%	0	1	13	2	16.7%
39	高知県	32	3	29	9.4%	0	1	14	14	12.5%
40	福岡県	52	4	48	7.7%	0	8	20	20	23.1%
41	佐賀県	15	0	15	0.0%	0	0	13	2	0.0%
42	長崎県	21	1	20	4.8%	1	1	6	12	14.3%
43	熊本県	45	3	42	6.7%	0	4	22	16	15.6%
44	大分県	16	5	11	31.3%	0	0	11	0	31.3%
45	宮崎県	26	3	23	11.5%	0	2	15	6	19.2%
46	鹿児島県	18	5	13	27.8%	1	3	8	1	50.0%
47	沖縄県	41	0	41	0.0%	1	1	9	30	4.9%
全国		85	8	77	9.4%	2	6	32	37	18.8%

## ② 市町村整備推進事業における要件の検討状況調査

浄化槽市町村整備推進事業においては、令和元年度よりコスト縮減や経営改善に資する「①PFI 等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用」を検討することを補助要件としている。これに伴い、浄化槽市町村整備推進事業を行っている自治体に対し、令和元年5月における各項目の検討状況について調査を行った。調査結果によると、有効回答があった市町村整備推進事業を行っている 190 市町村のうち、PFI 等の民間活用を実施しているのは 11 市町村 (5.8%) 、大型浄化槽による共同化を実施しているのは 2 市町村 (1.0%) 、公営企業会計の適用を実施しているのは 42 市町村 (22.1%) と、いずれも低い実施率となっている。

各都道府県においては、これらの制度を積極的に活用し、市町村整備推進事業の経営状況について、健全化が図られるよう管内市町村への周知等、御協力をよろしくお願ひする。

### ◎市町村整備推進事業における要件の検討状況調査

現在の実施状況（有効回答190市町村）

	実施している	実施していない
PFI等の民間活用	11	179
大型浄化槽による共同化	2	188
公営企業会計の適用	42	148

実施していないのうち、実施のための検討を行っているか

	現在検討中	今年度中に検討を行う予定	検討した結果、実施しないこととなった
PFI等の民間活用	67	41	67
大型浄化槽による共同化	73	42	70
公営企業会計の適用	101	33	14

#### (4) 循環型社会形成推進交付金について

廃棄物等の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、国と地方が協働し、廃棄物・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金」を平成17年度に創設し、令和元年度予算においては予算額約425億円、うち浄化槽分約106億円を計上したところである。この制度では、交付の対象となる地域は人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の計画対象地域を構成する市町村となっているが、沖縄、離島、奄美諸島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積に関わらず対象としているところである。

また、当該交付金は循環型社会の形成を進めるための幅広い施設を対象としているが、複数の施設ではなく、1施設（例えば浄化槽）のみでも対象としているところである。

当該交付金は市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5か年）に基づき実施される事業の費用に交付する仕組みとなっているが、浄化槽設置整備のみの計画については、従来の生活排水処理基本計画をもって地域計画に代わるものとして取り扱っているので、御留意頂きたい。

※その他、下記の事業を助成対象としているので積極的に御活用頂きたい。

- ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（平成28年度～）
- ・公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業（市町村整備推進事業のみ）  
(平成30年度～)
- ・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業（浄化槽設置整備事業のみ）  
(平成30年度～)

#### 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）令和元年度予算額【単位：百万円】

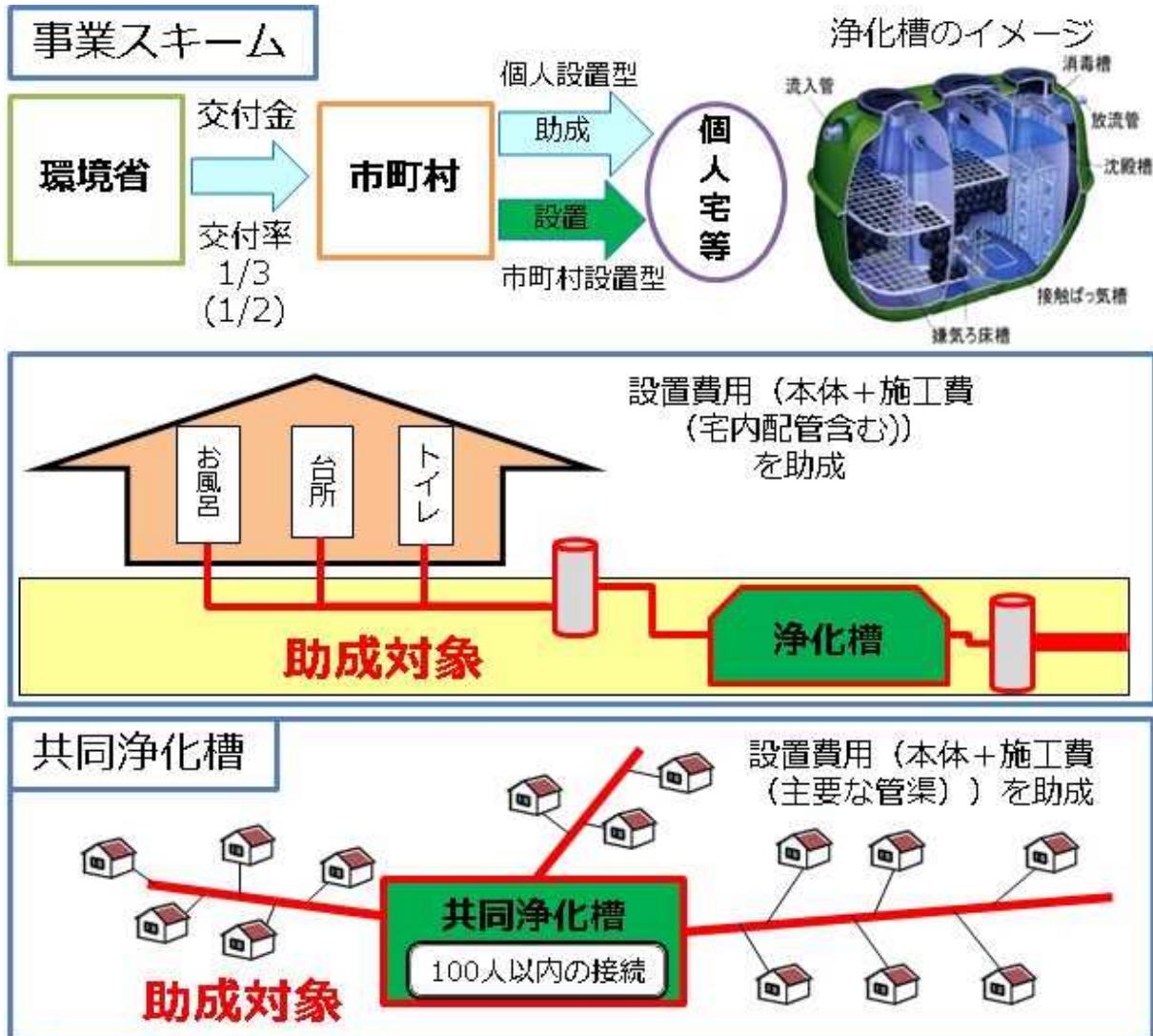
平成30年度 予 算 額 ( 8, 916) 8, 421	令和元年度 予 算 額 ( 9, 978) 9, 577 (注2)	対前年度比 (%) ( 111. 9) 113. 7
--	--	-------------------------------------

注1：上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

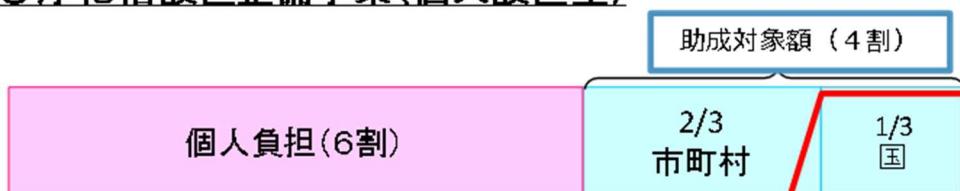
注2：うち臨時特例分（防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策費）10億円

注3：上記のほかに平成30年度補正予算（10億円）を計上

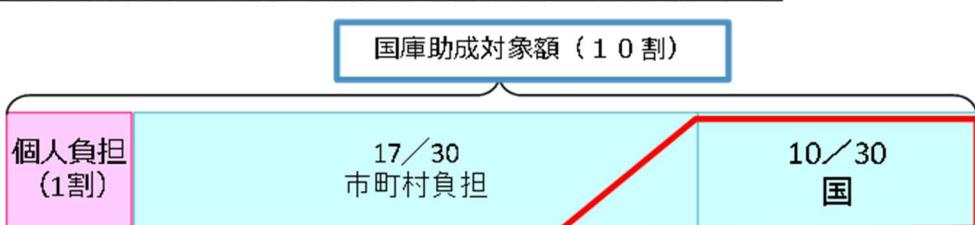
また、循環型社会形成推進交付金においては、新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用を助成する「計画策定調査費」についても、浄化槽台帳の作成等に活用することができる。



### ○浄化槽設置整備事業(個人設置型)



### ○ 浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)



## (5) 地方創生推進交付金(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)について

地方創生推進交付金は、「改正地域再生法」に基づき地方公共団体が作成する「地域再生計画」に対する支援措置である。平成17年度から実施されてきた地域再生基盤強化交付金から再編されたものであり、平成28年度からは地方創生を深化するため、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した自治体が、官民協働・地域間連携・施策間連携等による先導的な事業を「地域再生計画」に記載して認定を受けた場合、交付金を活用することができる。令和元年度は約1,000億円が内閣府に計上されている（浄化槽整備分はその内数となる）。

本交付金には、道整備交付金（市町村道、広域農道、林道）、汚水処理施設整備交付金（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）、港整備交付金（港湾施設、漁港施設）という、類似施設を総合的に整備する事業に対して交付を受けることができる3種類の交付金がある。地方創生汚水処理施設整備推進交付金の交付を受けようとする自治体は、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、例えば、「まちづくり」や「定住促進」などの施策の一環として、「生活排水処理」を位置づけるとともに、公共下水道と浄化槽など2種類以上の汚水処理施設を組み合わせて整備する事業を地域再生計画に記載し、内閣府に提出し、認定を受けることにより本交付金の支援対象となる。

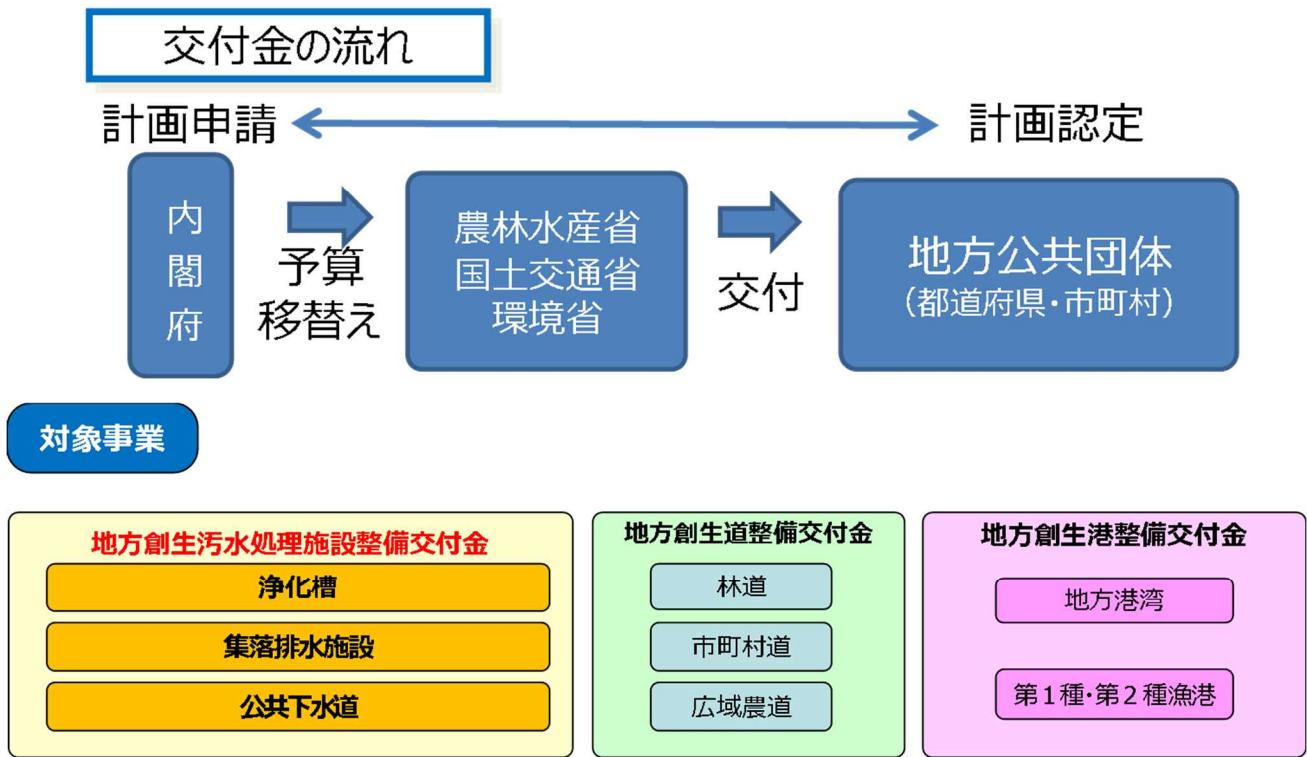
浄化槽整備の場合、助成対象、助成率などは、循環型社会形成推進交付金と基本的に同じであるが、本交付金では、実施にあたって施策効果を高めるためソフト事業との連携が期待されている。

本交付金のメリットとして、年度間での事業量変更や他の施設への交付金の充当が一定の範囲内で簡便にできるという点や、単年度ごとの国・地方の負担割合の調整が可能であり、各施設における交付金の充当率は計画期間全体で所定の割合となるよう調整することができるという点がある。

内閣府ホームページに交付要綱・要領などの関連資料が掲載されている。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>

また、地域再生計画策定にあたっては、内閣府地方創生推進室において事前相談を隨時受け付けている。

各都道府県においては、浄化槽整備にあたって本交付金を積極的に活用頂けるよう、本制度の管内市町村への周知等、御協力をよろしくお願いする。



## (6) 東日本大震災復興交付金について

東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のための事業に対し、復興交付金による助成制度が創設され、基幹事業の一つとして浄化槽の復興事業も対象となっている。

復興交付金事業は、毎年度の事業実施に対し助成を行う「単年度事業型」と各市町村において復興事業実施のための基金造成に対し助成を行う「基金造成型」がある。詳細な事業要件等については、復興庁から既に通知されている制度要綱・事業要綱により確認されたい。（令和2年度まで継続）

## 4. 淨化槽の普及促進に向けた取組

今後の汚水処理施設の整備は中小市町村が中心となる中で、浄化槽は効率的に整備することが可能な汚水処理施設であると言えるが、これらの地域において、浄化槽の整備を面的に進めるためには、自治体による積極的な取組が不可欠である。

### (1) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づき、5年ごとに策定される。2018年6月19日に、2018年度から2022年度までの5か年の廃棄物処理施設整備計画が閣議決定された。

浄化槽関連の記載について、新計画では、都道府県構想を踏まえた浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基數割合、省エネ型浄化槽の導入によるCO<sub>2</sub>排出削減量を指標として設定している。

#### 第四次廃棄物処理施設整備計画～浄化槽関連の記載概要～

##### 指標及び目標と目標達成に向けた措置

###### 浄化槽整備区域の普及

指標：浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率  
目標：H29年度 50% → H34年度 70%

- ・地域の特性を踏まえた下水道等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施。
- ・市町村設置型事業を推進し、PFI等の民間活用も積極導入。
- ・公営企業会計の適用や適切な使用料徴収等による持続可能な事業を実施。
- ・災害対応力を高めるため、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において、自立的な用水確保したうえで単独転換を含む浄化槽の整備を推進。

(参考) 現行計画の目標：浄化槽処理人口普及率 9%(平成24年度見込み)→12%(平成29年度)[実績ベース9.3%(平成28年度)]

###### 単独転換の推進

指標：浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基數割合  
目標：H29年度 62% → H34年度 76%

- ・特に、老朽化した単独処理浄化槽を対象に宅内配管工事を含めた転換を推進。
- ・公共が所有する単独処理浄化槽も率先して転換推進。
- ・浄化槽台帳に法定検査等の結果等も反映、単独転換や浄化槽の管理向上に活用。

###### 省エネ浄化槽整備の推進

指標：省エネ型浄化槽の導入によるCO<sub>2</sub>排出削減量  
目標：H29年度 5万トンCO<sub>2</sub> → H34年度 12万トンCO<sub>2</sub>

- ・先進的な省エネ型家庭用浄化槽の導入による省エネ化推進
- ・エネルギー効率の低い既存中・大型浄化槽の交換等により、省エネ化推進。

##### (2) 浄化槽整備計画の策定について

###### ① 3省統一の都道府県構想策定マニュアルについて

適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を行っていくための「持

続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を国交省、農水省とともに平成26年1月に公表した。このマニュアルでは、今後本格的に人口減少が進み、居住の地域的偏在や世帯構成など居住形態の変化が見込まれることを踏まえ、地区ごとに今後の人口動態・分布の見通しや既存汚水処理施設の設置状況を考慮しつつ、当該地区に最も適した効率的かつ適正な整備手法となるよう検討し、平成26年度以降に都道府県構想の早急な見直しを行うことを求めている。環境省としては、このマニュアルが活用され、地域の実情を踏まえた上で、浄化槽が整備手法として適する地域において、積極的にその導入が進むことを期待している。

各地方公共団体におかれでは、当該マニュアルを踏まえた都道府県構想の見直しと汚水処理整備の推進に関する取組を10年概成に向け加速させるようお願いする。

#### ＜参考資料＞

浄化槽サイト\_持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルについて

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/prefectures/manual.html>  
1

## ② 浄化槽処理促進区域の設定の必要性

今後の汚水処理施設の整備の中心は人口の少ない地域であり、効率的な汚水処理を行っていく上で、浄化槽の果たすべき役割がますます重要になっている。しかしながら、全国で策定されている汚水処理施設の整備構想において、浄化槽により汚水を処理する区域を、下水道、農業集落排水施設等で処理する区域以外という消極的な設定としている状況がみられる。計画的に汚水処理の整備を推進していくにあたって、浄化槽の特性を活かし、汚水処理施設の未整備の早期解消に向け、浄化槽の整備区域を積極的に設定することが重要である。

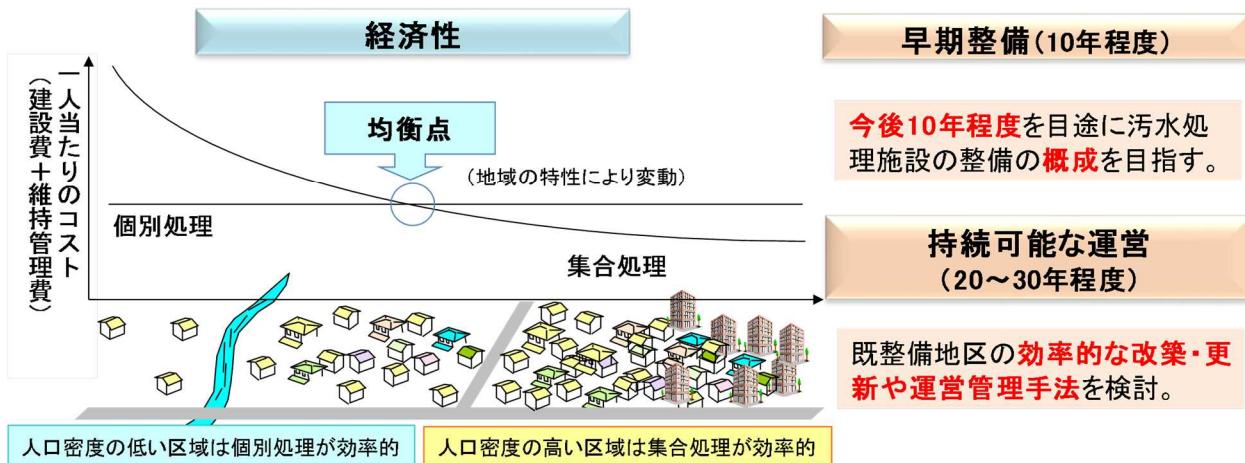
今般の法改正においては、自然的経済的社会的観点からみて浄化槽による汚水処理を特に促進する必要がある区域を「浄化槽処理促進区域」として、市町村が指定できることとなった。浄化槽処理促進区域の指定にあたっては、都道府県構想を踏まえて行っていただきたい。

## 都道府県構想の見直し

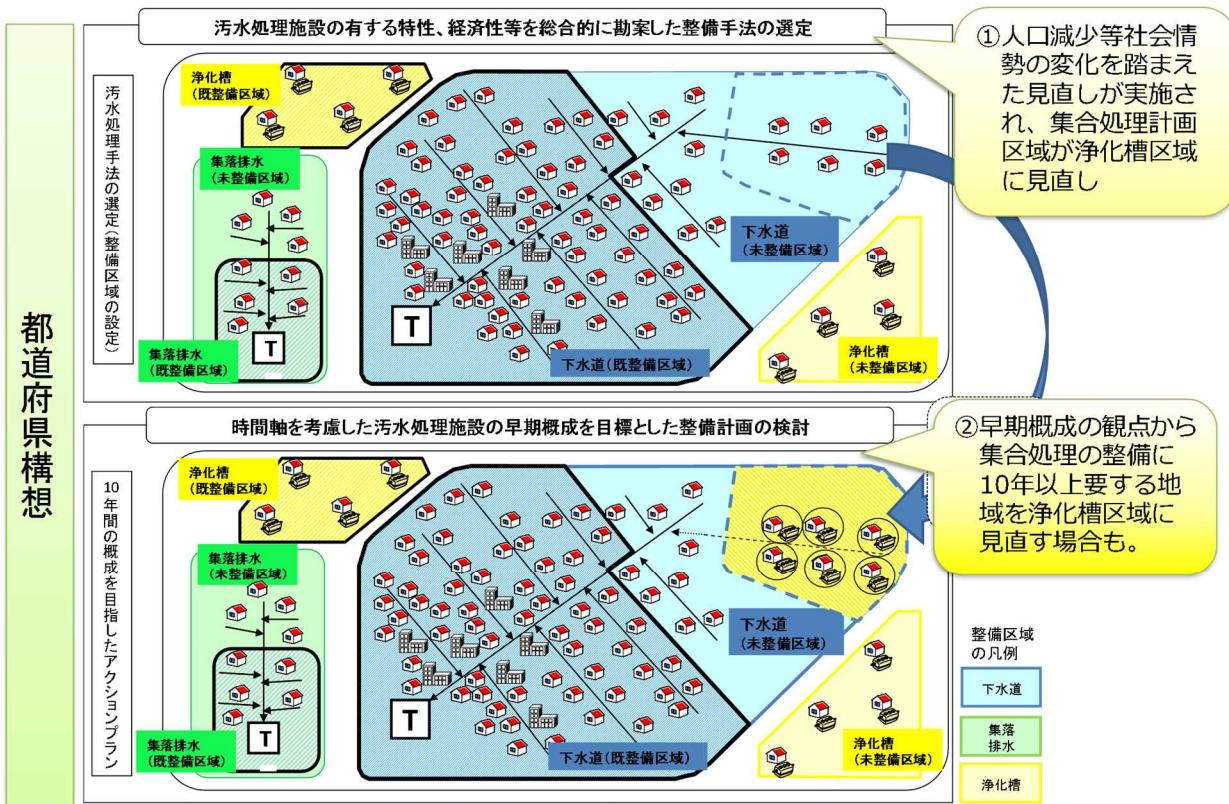
### ○都道府県構想の目的

市街地のみならず農山漁村を含めた市町村全域において、各種汚水処理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、地域のニーズを踏まえ、適切な役割分担の下、計画的に実施していくために、都道府県が市町村と連携して策定（平成7年の3省通知に基づく制度）。

【持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成26年1月30日通知）】  
⇒新マニュアルを踏まえ、アクションプランを含めた都道府県構想の平成26年度以降の早急な見直しを推進



### 期待される今後の浄化槽整備の方向性（例）



## 都道府県構想策定マニュアル要旨①

### 都道府県構想策定マニュアル

- 人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、都道府県構想の徹底した見直しを加速させるため、汚水処理を所管する国土交通省、農林水産省、環境省の3省統一して作成した初のマニュアル。

- ①時間軸の観点を盛り込み、中期(10年程度)での早期整備と共に、長期(20~30年)での持続的な汚水処理システム構築を目指す。
- ②中期的なスパンとしては、汚水処理施設の未整備区域について、汚水処理施設間の経済比較を基本としつつ、時間軸等の観点を盛り込み、10年程度を目途に汚水処理の「概成」を目指した、より弾力的な手法を検討する。
- ③長期的なスパン(20~30年程度)では、新規整備のみならず既整備地区の改築・更新や運営管理の観点を含める。
- ④整備・運営管理手法については、住民の意向等の地域のニーズを踏まえ、水環境の保全、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用、汚泥の利活用の可能性、災害に対する脆弱性等、地域特性も総合的に勘案した上で、各地域における優先順位を十分検討した上で選定する。

## 都道府県構想策定マニュアル要旨②

### ● 都道府県構想策定手順・マニュアルの構成

#### I 本編

##### 第1章 総 論

##### 第2章 策定方針の決定・基礎調査の実施 ・都道府県から計画見直しに関する方針の提示

##### 第3章 検討単位区域の設定

##### 第4章 処理区域の設定

・人口減少等社会情勢の変化を勘案し、集合から個別へ見直し

##### 第5章 整備・運営管理手法の選定

##### 第6章 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定

・市町村設置を積極的に検討

##### 第7章 汚泥処理の基本方針・計画

##### 第8章 都道府県構想策定時の住民関与と進捗状況等の見える化

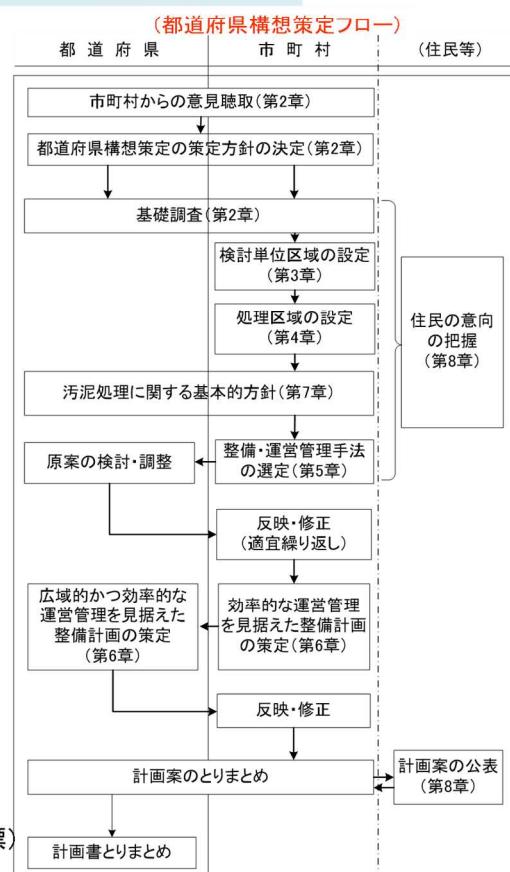
#### II 事例集

先進的な事例等、策定にあたって参考となる事例

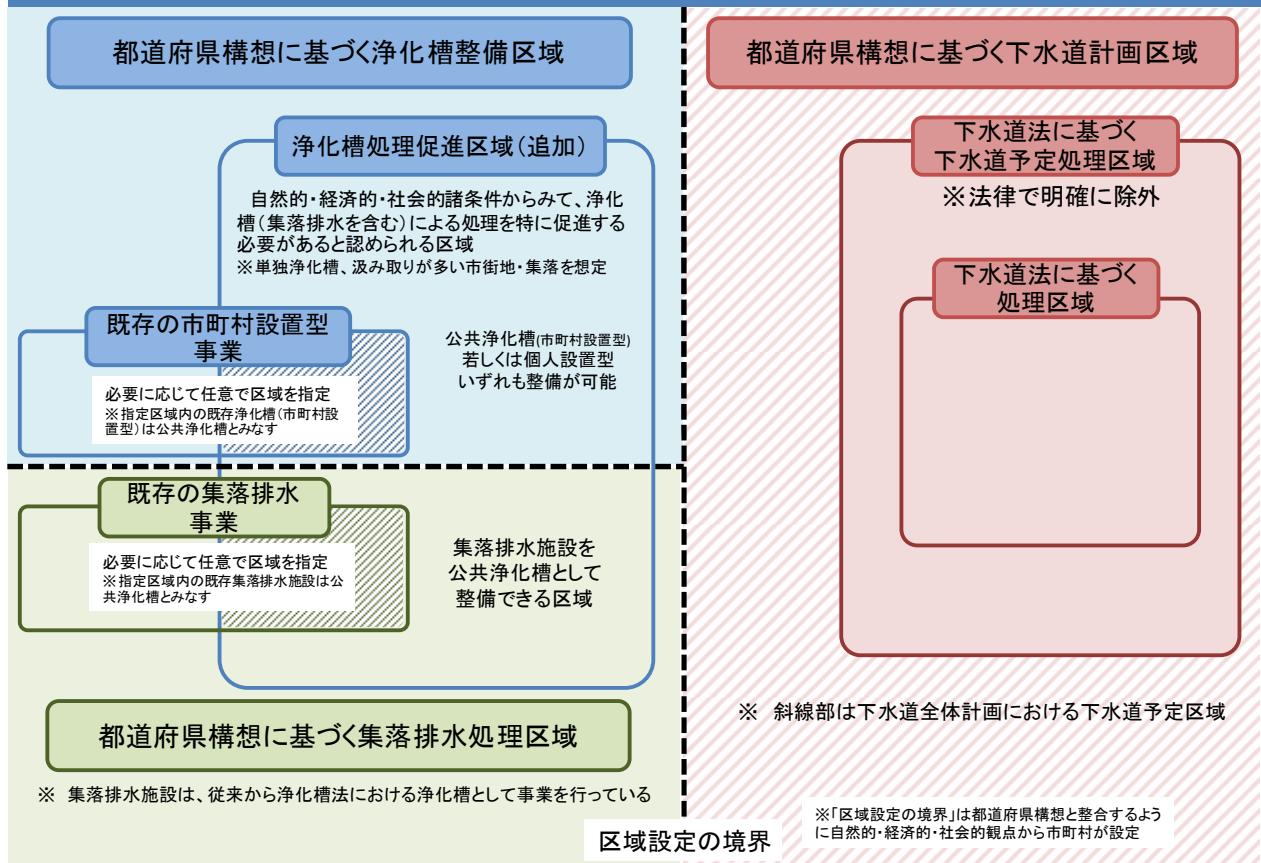
- ・茨城県：「森林環境税」の一部を浄化槽の整備促進に利用
- ・静岡県富士市：GISを活用した浄化槽台帳の整備
- ・大阪府富田林市：PFI事業による官民が連携した浄化槽の整備
- ・埼玉県：平成37年までに普及率100%を目指し構想を見直し

#### III 資料編

マニュアルに提示した資料の根拠や目標値のベンチマーク(指標)に関する資料等(浄化槽の使用実績を「30年～50年」に)



## 浄化槽処理整備区域の概念図



### ③ 市町村設置型事業（公共浄化槽）の推進

都道府県構想や生活排水処理計画に基づき、汚水処理施設として浄化槽を導入する場合の整備手法としては、個人（住民）が浄化槽を設置して維持管理を行う個人設置型と、市町村が主体となって浄化槽を設置し維持管理も行う市町村設置型がある。市町村においては、住民の意向等の地域ニーズを踏まえ、水環境の保全や市町村財政等を総合的に勘案した上で、「個人設置型」と「市町村設置型」のいずれかにより浄化槽の整備を進めることとなる。（今般の法改正において、浄化槽市町村整備推進事業は「公共浄化槽」として法定化されたところである。）

市町村設置型を推進する浄化槽市町村整備推進事業は、住民の設置時や維持管理における金銭的な負担や手間を軽減することから、浄化槽整備の普及促進が見込まれるとともに、維持管理の適正化も期待される。また、都道府県構想の見直しに基づき集合処理から浄化槽に見直された区域において、見直し前の集合処理と同等の公共サービスを提供し、かつ早期概成を進める上で、浄化槽市町村整備推進事業は極めて有効なツールであると考えている。各地方公共団体におかれでは、浄化槽の普及

推進及び維持管理の適正化に向けて効果的な施策である浄化槽市町村整備推進事業が市町村において積極的に実施されるよう、ご協力をよろしくお願いする。

#### ＜参考資料＞

浄化槽サイト\_市町村浄化槽整備計画策定マニュアル

[http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/preparation\\_plan\\_manual.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/preparation_plan_manual.pdf)

## 市町村浄化槽整備計画策定マニュアルの概要

### （背景）

- ・汚水処理普及率が低い小規模市町村における早急な浄化槽整備の必要性
- ・浄化槽市町村整備推進事業の実施にあたって市町村のコスト負担がある

### （目的）

- ・市町村における浄化槽整備計画策定の重要性の周知
- ・市町村設置事業の負担軽減に向けたPFI等の民間活用手法の提案

※平成26年2月作成・情報共有

### ○浄化槽整備区域の設定

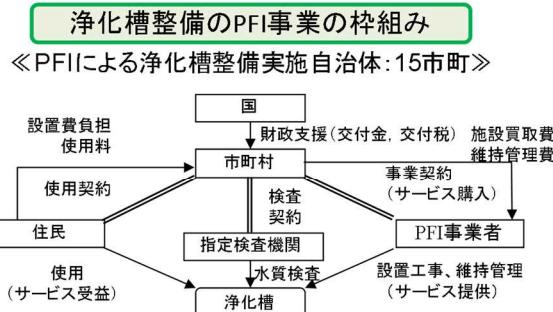
- ・生活排水処理基本計画と浄化槽整備計画
- ・浄化槽の整備手法・計画

### ○市町村設置型による事業計画

### ○民間活用

- ・浄化槽PFI事業の導入
- ・PFI手法以外の民間活用手法
- ・PFI事業可能性評価ソフト
- ・市町村設置事業・浄化槽PFI事業のモデル検討事例

- ・PFI事業では、民間の資金調達と優れた技術やノウハウを発揮することが期待される
- ・PFI手法の導入による事業費の削減、住民サービスの向上、市町村職員負担の抑制



### （3）浄化槽事業における民間活用について

全国的な自治体の財政難、人員やノウハウの不足を解決するため、浄化槽事業においても、先進的な自治体においてPFI事業が実施されている。環境省では浄化槽のPFI事業に関する情報・知見の整理に加え、PFI事業の更なる推進手法や新たな官民連携のあり方の検討を進め、平成26年2月に「市町村

「浄化槽整備計画策定マニュアル」を策定し、浄化槽整備計画の重要性を周知するとともに、浄化槽市町村整備推進事業における市町村負担の軽減法としてPFI事業による民間活用の解説及び事例紹介等を行った。

各地方公共団体におかれては、浄化槽市町村整備推進事業への民間活用を検討していただくため、「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」の周知・活用等にご協力をよろしくお願いする。

また、環境研究総合推進費により開発されたPFI導入判定ソフト及びその操作マニュアルをホームページ上で提供しているので活用されたい。

#### <参考資料>

浄化槽サイト\_PFI 導入判定ソフト

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pfi/index.html>

### (4) 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換について

し尿のみを処理し、生活雑排水を処理することができない単独処理浄化槽（みなし浄化槽）については、平成12年の浄化槽法改正により、原則として新規に設置することが禁止され、以後の設置基数は緩やかに減少しているものの、平成29年度末現在においても、なお約391万基が残存している状況にある。

既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、合併処理浄化槽の設置の際に支障となる単独処理浄化槽の撤去費用に対する助成について、平成23年度から施工上の制約により撤去跡地以外での転換を図る場合にも、撤去費への助成が認められるよう要件の緩和措置を講じたところである。各都道府県におかれては、浄化槽整備の助成制度と合わせてこれらの制度を活用し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するよう、管内市町村へ事業内容の周知と積極的な指導をお願いする。

併せて、省エネタイプの浄化槽を導入し、浄化槽の普及率を増加させるとともに一定割合以上の単独処理浄化槽の転換を行う場合には、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」として、助成率引き上げの対象となることから効果的に活用されるようお願いする。

一方で単独処理浄化槽を設置した住民にとっては、既に水洗化という利便性が確保されており、転換へのインセンティブが働きにくい。「浄化槽行政ブロック会議」で出された意見等から、単独処理浄化槽の実態把握に資する浄化槽台帳の整備や、普及啓発の徹底等の課題を把握している。自治体における実施体制づくりを始め、住民に対する継続的な周知（負担軽減措置の説明含む）や関係団体との協力関係の構築などが重要である。各地方公共団体におかれては、この点も踏まえ市町村での取組が推進されるよう、適切な指導や支援をお願いする。

## ① 単独処理浄化槽撤去費および単独転換時宅内配管費に関する助成制度の活用

これまで、合併処理浄化槽への転換に対する助成制度の拡充を進めてきており、平成28年度からは、単独処理浄化槽の撤去について、施工上の制約の有無に関わらず、同一敷地内に設置する場合は助成対象としている。さらに令和元年度からは、単独処理浄化槽からの転換にかかる宅内配管についても新たに補助対象となった。既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、各地方公共団体においては、市町村への事業内容の周知等、引き続き、当該制度の活用をお願いする。

### (当該制度の概要)

既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、合併処理浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽の撤去や宅内配管工事が必要となる場合において、次の要件を満たすものについては基準額の特例を適用する。

#### 〈単独処理浄化槽撤去費〉

- ・対象地域  
市町村が定める浄化槽整備区域
- ・基準額の特例の内容  
合併処理浄化槽とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽等の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合においては、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。（現行の基準額に最大9万円を加えた額を基準額とする）

#### 〈単独転換に伴う宅内配管工事の対象及び工事費〉

- ・対象となる宅内配管  
合併処理浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水）、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管。
- ・基準額の特例の内容  
単独処理浄化槽からの転換に伴う浄化槽の設置とこれに伴い必要となる宅内配管工事に要する費用が、現行の浄化槽の基準額に30万円（宅内配管工事に係る費用）を加えた金額及び撤去費の特例との合算額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。（現行の基準額を超える額は9万円と30万円を合算した額までとする）

## 5. 淨化槽の維持管理の強化等について

### (1) 法定検査の受検の徹底

淨化槽法第7条及び第11条の水質に関する検査については、淨化槽がその所期の機能が発揮されていることを公的な第三者機関が検査するものであり、その受検が淨化槽管理者に義務付けられている。年々受検率は向上しているが、平成29年度の受検率は淨化槽設置後に行う第7条検査で94.5%、毎年1回行う第11条検査で41.8%（合併処理淨化槽においては、60.4%）と特に第11条検査の受検率は未だ不十分な状況にあり、受検の徹底が課題となっている。また、都道府県別に見た時に、第11条検査の受検率8割超過が6道県あるのに対し、2割以下が9都府県あるなど、地域の取組による差が大きくなっている。

このような背景から、平成17年の淨化槽法改正において、法定検査を受検しない者に対する指導・助言、勧告及び命令といった都道府県の指導監督に係る規定や、淨化槽の廃止、法定検査の結果等を都道府県が確実に把握できる制度を設けたところである。

このような法改正の趣旨にかんがみ、未受検者に対して指導監督を適切に行うとともに、特に第11条検査の受検率の低い都道府県においては、指定検査機関との一層の連携を図りつつ、組織的な維持管理実施のための体制整備や、検査の在り方の改善、淨化槽台帳の精査等、受検率向上のための具体的な方策を早急に講じられるようお願いする。

また、今般の法改正において、都道府県知事に対し、淨化槽台帳整備が義務づけられた。都道府県においては、淨化槽台帳を活用し、定期検査の受検の指導を行っていただきたい。

### (2) 効果的・効率的な法定検査体制の構築

淨化槽の信頼性向上のため、水質の保全に関して必要な対応を図ることができる法定検査方法を示すことが必要との考えから、平成17年度以降、法定検査の見直しのあり方について検討を進めているところである。

平成28年2月、効率化検査を実施している都道府県を対象にフォローアップ調査を行うとともに、全国を対象に法定検査に関するアンケート調査を行った。これらの結果も踏まえながら、平成28年1月～3月に「淨化槽の法定検査のあり方に関する検討会」を3回開催し、同年3月に法定検査のあるべき姿として、「効果的・効率的な法定検査の条件」をとりまとめた。

これらの条件を満たす法定検査制度を推進し、受検率の向上を図るために、前年度に引き継いで効果的・効率的な法定検査の推進に向けた検討を行った。また、全国の指定検査機関を対象に法定検査に関する全国会議を開催することにより、検討結果から得られた受検率向上策等について情報提供した

ところである。

各地方公共団体におかれでは、これらの条件を満たす法定検査体制の構築に向け、浄化槽管理者の手続きを容易にする取組み（ワンストップサービス等）による負担の軽減や、法定検査受検率向上に向けた施策の実施をお願いする。

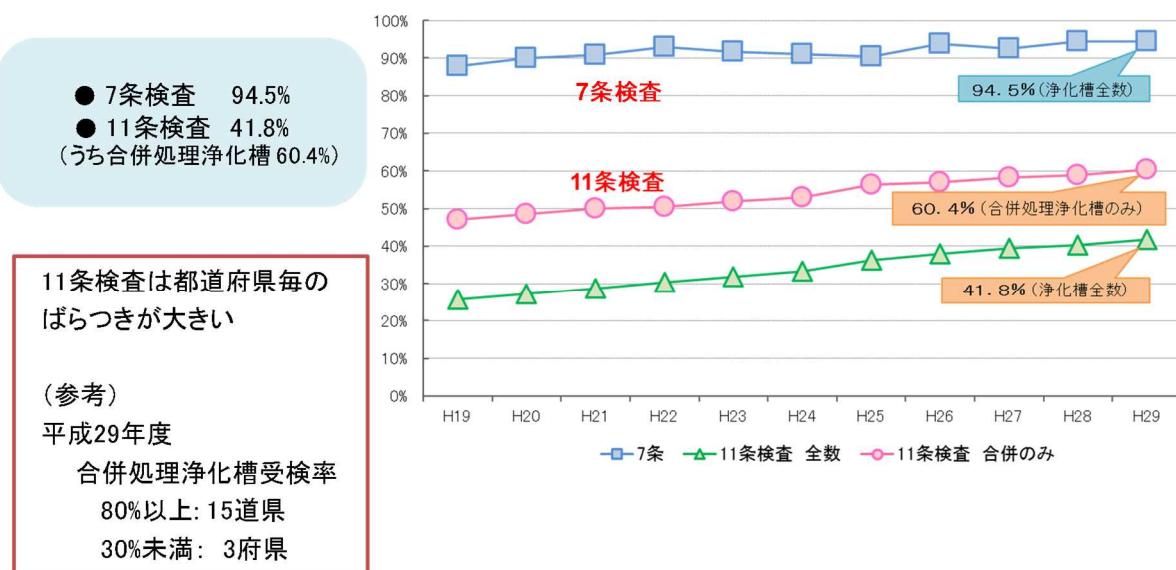
### (3) BOD 検査の導入等

第11条検査へのBOD検査の導入は、処理状況を数値化するもので、設置者にとってよりわかりやすい検査結果を得られるものであり、設置者の第11条検査への理解を深める面でも効果的であると考えられる。また、平成17年の浄化槽法改正において、BODによ

る浄化槽からの放流水の水質基準が設けられたこと等を踏まえると、可及的速やかにBOD検査の導入を図ることが必要と考えられる。

環境省では、法定検査の効率的な推進等を図る趣旨から、平成7年6月に検査項目、検査方法等の一部を改正して通知したところである。この趣旨に沿って、第11条検査にBODを導入した場合には他の検査項目の一部を軽減できることとしている。これらの制度も活用しつつ、既に、全国47都道府県のうち42の都道府県では、BOD検査を導入しており、BOD検査を未だ導入していない残りの都道府県においても、BOD検査の早急な導入、及びそのための指定検査機関の体制整備をお願いする。

### (4) 台帳整備の推進



自治体において「浄化槽台帳」の整備を進め、浄化槽の設置状況や維持管理状況を把握することは、その適切な維持管理を確保するために有効である。また、東日本大震災においては、地図情報システム（GIS）を活用した浄化槽台帳が被災浄化槽の効率的な復旧に役立ったという事例もある。

このため、先進事例も参考としながら、台帳の電子化や情報管理における関係者の連携、GIS の活用など、台帳の整備及び施策への活用を促進する手法の検討を進めてきた。これらの結果について、平成 26 年 3 月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」として整理し、昨年 3 月に、より実態に即した内容となるよう第 2 版として改訂し、浄化槽の適正な維持管理の確保における台帳管理の重要性を周知するとともに、具体的な電子データベースの構築手順として、GIS（地理情報システム）等の解説やモデル紹介を行った。一方で、自治体における浄化槽台帳システムの導入にあたっては、構築に係る費用及びノウハウ不足のためマニュアルだけでは導入は難しい、業務負担の増加、個人情報の取扱い等が導入促進の妨げとなっているといった課題を踏まえ、平成 27 年度に、マニュアルに基づく浄化槽台帳システムの導入をモデル的に支援する事業として「浄化槽情報基盤整備支援事業」を実施した。この事例を「浄化槽台帳システムの整備導入に関する事例」としてとりまとめたので、各地方公共団体における台帳整備の推進において、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第 2 版」と併せてご活用いただいてきたところである。

今回の法改正により、環境省として「浄化槽台帳システムの構築」を推進していく必要があることから、令和元年度は運用環境や運用手法及び浄化槽台帳プロトタイプの構築を実施予定であり、令和 2 年度においてはシステムに伴う運用ガイドラインの取りまとめを行い、令和 3 年度において環境省 HPにおいて各地方自治体へ配布していきたい。

#### <参考資料>

浄化槽サイト\_浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第 2 版

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/ledger-introduction-manual.pdf>

浄化槽台帳システムの整備導入に関する事例

[https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/ledger/pdf/h27-introduction\\_example.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/ledger/pdf/h27-introduction_example.pdf)

## 6. その他

### (1) 震災を踏まえた対応について

環境省では、東日本大震災の被害調査結果を踏まえ、平成22年3月に策定した「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」を第2版として、より実務的なマニュアルへ改定を行った（平成24年3月）。また、東日本大震災において、1週間程度で設置できる浄化槽の特長を活かし、多くの応急仮設住宅に設置されたことを踏まえ、平成26年2月に「応急仮設住宅に設置される浄化槽の施工・維持管理・有効利用における留意点」をとりまとめた。

平成27年3月に仙台で行われた第3回国連防災世界会議においては、「浄化槽における災害対策」と題するパンフレットの配布等により浄化槽の災害対応についての情報提供を行った。

各地方公共団体におかれでは、「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」等の市町村への周知等を含め、浄化槽に係る地域の災害対応力強化に取り組まれたい。

#### <参考資料>

浄化槽サイト\_災害時の浄化槽被害等対策マニュアル

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/manual/manual104.html>

浄化槽サイト\_応急仮設住宅に設置される浄化槽の施工・維持管理・有効利用における留意点

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/makeshifthouse-consideration.pdf>

浄化槽サイト\_浄化槽における災害対策

[http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/dcfj\\_full.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/dcfj_full.pdf)

浄化槽サイト\_Disaster Countermeasures for Johkasou

[http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/dcfj-en\\_full.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/dcfj-en_full.pdf)

### (2) 国土強靭化に関する施策について

平成30年6月に実施された脆弱性評価の結果や、30年度に起きた災害を受けて実施された「重要インフラの緊急点検」等を受け、平成30年12月14日に国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための新たな「国土強靭化基本計画」が閣議決定されたところである。本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」の一つとして「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」が想定されており、これに対する「事前に備えるべき目標」として「ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる」が設定されている。また、

国土強靭化の推進方針として、法定検査の徹底・単独浄化槽の転換促進により個別分散型処理システムを構築、あわせて浄化槽台帳システム整備することで浄化槽システム全体の災害対応力強化を図ることが新たに定められた。

さらに、上記の「重要インフラの緊急点検」を受けて国土強靭化基本計画と同日付で閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」において、早期に転換が必要な単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する「全国の浄化槽に関する緊急対策」、各自治体に向けた長寿命化計画策定のガイドラインを作成する「浄化槽長寿命化計画策定のための緊急対策」を行うことが盛り込まれた。

各地方公共団体におかれても国土強靭化基本計画等を踏まえ、単独転換のさらなる推進や GIS を活用した効果的・効率的な管理体制の構築や市町村との連携等、浄化槽システムの強靭化に取り組まれたい。

また、平成29年3月23日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知（国住指第4338号）において、災害避難所等の汚物処理の設備として、下水道整備区域内であっても下水道に連結しないで合併処理浄化槽を使用できることについて周知が図られた。併せて、災害時の利用を想定しつつ、通常時は公共下水道に放流することを前提に、下水道処理区域内の避難所等の建築物にあらかじめ合併処理浄化槽を設けることができることについても示された。この点について、管内の市町村にも周知頂きたい。

### （3）水循環基本法について

平成26年7月に「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること（法第一条）」を目的に水循環基本法が施行されたところである。この法律に基づく水循環に関する施策の基本となる計画として平成27年7月に策定された「水循環基本計画」の中では、生活排水処理施設として健全な水環境の保全に寄与する浄化槽に関する施策も位置付けているので、各地方公共団体におかれでは、これらの施策を踏まえた取組の推進をお願いする。

### （4）地域住民の環境意識の高揚

近年、国民の環境保全に対する意識が向上しているが、浄化槽の環境保全上や経済的に優れた点に関する知見等については、これまで関係者のみにとどまっており、一般の住民やNPO等に対しては、必ずしも十分に周知できていないことから、浄化槽に関する様々な情報を発信していくことが重要である。

また、浄化槽等の汚水処理施設が設置されていない家庭等（単独処理浄化槽の家庭を含む）については、当然ながら公共用水域等への汚濁負荷が高く

なることから、都道府県はもとより市町村としても網羅的にその状況を把握するとともに、浄化槽の設置等に対して積極的な働きかけを行うことも必要である。

このような、地域での取組は、環境保全活動、環境教育等の活動を行っているNPO等との連携を強化して行われることが望ましい。

令和元年度においては、自治体、市民、NPO等における浄化槽の普及啓発のためのフォーラムや行政会議を引き続き実施する。

各地方公共団体におかれてもその趣旨をご理解の上、ご協力をよろしくお願いする。

## (5) 浄化槽の国際展開について

環境省では、国連持続可能な開発目標に掲げられた国際的な衛生問題の解決のためワークショップ等による国際ネットワークの構築、官民連携による展開も視野に入れた浄化槽技術移転と案件形成を目的とするセミナー及び現地調査、アジア太平洋地域の衛生分野の情報共有の国際拠点として発足した日本サニテーションコンソーシアムとの連携、国立環境研究所による ASEAN 諸国への浄化槽の政策・制度（性能評価試験等）と技術の提案等により、日本発の優れた技術である浄化槽等の分散型汚水処理システムの普及に向けた一層の取組を展開している。

令和元年度も平成30年度に引き続き、浄化槽等の分散型汚水処理システムに関するワークショップを開催する予定である（ベトナム・ハノイ 9月）。また、平成29年度より浄化槽セミナー及び現地調査を開催しており、令和元年度も継続して実施し、浄化槽関連企業の海外展開を後押しすると共に、日本の優れた技術である浄化槽を更に普及させていく。

なお、平成30年度までの取組で、浄化槽に関する英語資料や視覚教材を作成しており、各地方公共団体におかれでは、このような資料もご活用いただき、管内での国際的な取組において浄化槽の紹介を行うなど、浄化槽等分散型汚水処理システムの国際的な展開に向けてもご協力をよろしくお願いする。

### <参考資料>

浄化槽サイト\_Night Soil Treatment and Decentralized Wastewater Treatment Systems in Japan  
[https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/wts\\_full.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/wts_full.pdf)